

改正

平成24年6月1日告示第135号
平成25年5月29日告示第118号
平成30年3月31日告示第106号の2
令和4年3月31日告示第68号
令和4年6月23日告示第185号

桜井市建設工事成績評定に関する事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桜井市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事をいう。以下同じ。）の成績評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定め、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資するものとする。

(評定者)

第2条 建設工事の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、桜井市建設工事監督規程（平成15年3月桜井市訓令甲第2号。以下「監督規程」という。）に定める主任監督員及び一般監督員（以下「主任監督員等」という。）並びに桜井市建設工事検査規程（平成15年3月桜井市訓令甲第1号。以下「検査規程」という。）に定める検査員（以下「検査員」という。）とする。

(評定時期)

第3条 評定者が行う評定の時期は、主任監督員等にあつては監督規程第22条の規定により部分払い請求又は完成の通知を受けたときとし、検査員にあつては検査規程第5条の規定による検査を実施したときとする。

(評定の様式)

第4条 評定は、次の各号に掲げる建設工事に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 土木工事に関する工事（舗装工事を除く。）で当初の設計金額が税抜き600万円以上のもの及び舗装工事で当初の設計金額が税抜き1,000万円以上のもの 土木工事成績採点表（第1号様式）
- (2) 土木工事に関する工事（舗装工事を除く。）で当初の設計金額が税抜き600万円未満のもの及び舗装工事で当初の設計金額が税抜き1,000万円未満のもの 土木工事成績採点表（第2号様式）
- (3) 建築工事に関する工事（舗装工事を除く。）で当初の設計金額が税抜き1,000万円以上のもの 建築工事成績採点表（第3号様式）
- (4) 建築工事に関する工事（舗装工事を除く。）で当初の設計金額が税抜き1,000万円未満のもの 建築工事成績採点表（第4号様式）
- (5) 前各号の規定にかかわらず、検査規程に定める工事主管課長が緊急を要すると認める工事又は簡易かつ小規模で短期間で作業が完了できると認める工事 工事成績表（第5号様式）

(評定の結果の通知及び公表)

第5条 市長は、検査規程第15条の規定により検査調書の報告があつたときは、速やかに当該工事の受注者に対して、評定の結果を別に定めるところにより通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行った後速やかに、評定の結果を別に定めるところにより公表するものとする。

(評定の修正等)

第6条 市長は、前条の規定による通知及び公表を行った後、桜井市建設工事成績評定の通知及び公表に関する要綱（平成23年5月告示第101号）第10条に規定する成績評定検討委員会での決定等その他必要があると認めるときは、当該評定を修正できるものとし、当該結果の通知及び公表については、前条の規定を準用する。

(その他)

第7条 評定の方法その他評定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに竣工した建設工事については、同条の通知及び公表を行わないものとする。

第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）

土木工事成績採点表〔完成、一部完成（出来高・中間）〕

年 月 日
課

工事名		請負金額（最終）										円														
受注者名		工 期										年 月 日～ 年 月 日完成年月日														
評 定 項 目		①一般監督員					②主任監督員					③検査員（出来高）					④検査員（中間）					⑤検査員（完成）				
氏名		氏名					氏名					氏名					氏名									
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1.施工体制	I.施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																				
	II.配属技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																				
2.施工状況	I.施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15
	II.工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15															
	III.安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15															
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																				
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
	II.品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	III.出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0	
4.高度技術	I.高度技術力※2	+ (13)	0																							
5.創意工夫	I.創意工夫※2	+ (7)																								
6.社会性等	I.地域への貢献等※3						+10	+5	0																	
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		士 点					士 点					士 点					士 点									
評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点									
7.評定点計		点 ○出来高（中間）検査があった場合：① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2 = 点 ※但し、③（出来高、中間）が2回以上の場合は平均値 ○出来高（中間）検査がなかった場合：① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4 = 点																								
8.法令遵守等 ※6		点																								
9.評定点合計 ※7		点 ○7.評定点計（点）-8.法令遵守等（点） = 点																								
所 見 ※4		（一般監督員）					（主任監督員）					（検査員）														

※1 1～3の評定（65点±加減点合計） + 4～6の評定（加減点合計） = 評定点
各評定点（①～④）は小数第1位まで記入する。
※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方式とし、加減点評価のみとする。
評価にあたっては、主任監督員及び一般監督員との合議をもって行うものとする。
※3 社会性等の評価では、地域への観点から、加減点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
※4 所見は必ず記載するものとする。
※5 各評定項目の採点は、一般監督員は別紙-1①～別紙-1⑥、主任監督員は別紙-2①～別紙-2③、検査員は別紙-3①～別紙-3③によるものとし、検査員の評価に先立ち、一般・主任監督員が記入する。
※6 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。
※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

第2号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）

土木工事成績採点表〔完成、一部完成（出来高・中間）〕

年 月 日

工事名		請負金額（最終）																				円												
受注者名		工期																				年 月 日～ 年 月 日 完成年月日 年 月 日												
評 定 項 目		①一般監督員					②主任監督員					③検査員（出来高）					④検査員（中間）					④検査員（完成）												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e			
1.施工体制	I.施工体制一般	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10																												
	II.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2.施工状況	I.施工管理	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10						+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15			
	II.工程管理	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15																							
	III.安全対策	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15																							
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20			
	II.品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25			
	III.出来ばえ	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10			
4.高度技術	I.高度技術力※2	+ (6)		0																														
5.創意工夫	I.創意工夫※2	+ (10)		0																														
6.社会性等	I.地域への貢献等※3						+10	+5.0	0																									
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		士 点					士 点					士 点					士 点					士 点												
評定点 (85土加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点					④ 点												
7.評定点計		$\text{点} \circ \text{出来高(中間)検査があった場合: } (① \text{ 点} \times 0.4 + ② \text{ 点} \times 0.2 + ③ \text{ 点} \times 0.2 + ④ \text{ 点} \times 0.2) = \text{点}$ $\text{点} \circ \text{出来高(中間)検査がなかった場合: } (① \text{ 点} \times 0.4 + ② \text{ 点} \times 0.2 + ④ \text{ 点} \times 0.4) = \text{点}$																																
8.法令遵守等 ※6		-																																
9.評定点合計 ※7		$\text{点} \circ 7. \text{評定点計 (点)} - 8. \text{法令遵守等 (点)} = \text{点}$																																
所 見 ※4		(一般監督員)					(主任監督員)					(検査員)																						

※1 1～3の評定(85点土加減点合計) + 4～6の評定(加減点合計) = 評定点

各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方式とし、加減点評価のみとする。

評価にあたっては、主任監督員及び一般監督員との合議をもって行うものとする。

※3 社会性等の評価では、地域への観点から、加減点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※4 所見は必ず記載するものとする。

※5 各評定項目の採点は、一般監督員は別紙-1①～別紙-1⑩、主任監督員は別紙-2①～別紙-2⑩、検査員は別紙-3①～別紙-3⑩によるものとし、検査員の評価に先立ち、一般・主任監督員が記入する。

※6 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

第3号様式（第4条関係）

第3号様式（第4条関係）

建築工事成績採点表〔完成、一部完成（出来高・中間）〕

年 月 日

工事名		請負金額（最終）																				円												
受注者名		工期																				年 月 日～ 年 月 日 完成年月日 年 月 日												
評 定 項 目		①一般監督員					②主任監督員					③検査員（出来高）					③検査員（中間）					④検査員（完成）												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e			
1.施工体制	I.施工体制一般	+1.5	0	-5.0	-10																													
	II.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2.施工状況	I.施工管理	+1.5	0	-5.0	-10						+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15				
	II.工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15																							
	III.安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15																							
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20			
	II.品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25			
	III.出来ばえ	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10			
4.高度技術	I.高度技術力※2	+ (13)		0																														
5.創意工夫	I.創意工夫※2	+ (7)		0																														
6.社会性等	I.地域への貢献等※3						+10	+5.0	0																									
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		士 点					士 点					士 点					士 点					士 点												
評定点 (85土加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点					④ 点												
7.評定点計		$\text{点} \circ \text{出来高(中間)検査があった場合: } (① \text{ 点} \times 0.4 + ② \text{ 点} \times 0.2 + ③ \text{ 点} \times 0.2 + ④ \text{ 点} \times 0.2) = \text{点}$ $\text{点} \circ \text{出来高(中間)検査がなかった場合: } (① \text{ 点} \times 0.4 + ② \text{ 点} \times 0.2 + ④ \text{ 点} \times 0.4) = \text{点}$																																
8.法令遵守等 ※6		-																																
9.評定点合計 ※7		$\text{点} \circ 7. \text{評定点計 (点)} - 8. \text{法令遵守等 (点)} = \text{点}$																																
所 見 ※4		(一般監督員)					(主任監督員)					(検査員)																						

※1 1～3の評定(85点土加減点合計) + 4～6の評定(加減点合計) = 評定点

各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方式とし、加減点評価のみとする。

評価にあたっては、主任監督員及び一般監督員との合議をもって行うものとする。

※3 社会性等の評価では、地域への観点から、加減点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※4 所見は必ず記載するものとする。

※5 各評定項目の採点は、一般監督員は別紙-1①～別紙-1⑩、主任監督員は別紙-2①～別紙-2⑩、検査員は別紙-3①～別紙-3⑩によるものとし、検査員の評価に先立ち、一般・主任監督員が記入する。

※6 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

第4号様式 (第4条関係)

第4号様式 (第4条関係)

建築工事成績採点表 [完成、一部完成 (出来高・中間)]

年 月 日
課

工事名		請負金額 (最終) 円																								
受注者名		工期 年月日～ 年月日 完成年月日 年月日																								
評 定 項 目		①一般監督員					②主任監督員					③検査員 (出来高)					④検査員 (中間)					④検査員 (完成)				
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1.施工体制	I.施工体制一般	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10																				
	II.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																				
2.施工状況	I.施工管理	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10						+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15
	II.工程管理	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15															
	III.安全対策	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15															
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																				
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
	II.品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	III.出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0	
4.高度技術	I.高度技術力※2	+ (6)																								
5.創意工夫	I.創意工夫※2	+ (10)																								
6.社会性等	I.地域への貢献等※3						+10					+5.0					0									
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		士 点					士 点					士 点					士 点									
評定点 (85士加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点									
7.評定点計		$\text{評定点} = \text{① 点} \times 0.4 + \text{② 点} \times 0.2 + \text{③ 点} \times 0.2 + \text{④ 点} \times 0.2 = \text{点}$ ※但し、③ (出来高・中間) が2回以上の場合は平均値 ○出来高 (中間) 検査がなかった場合: $(\text{① 点} \times 0.4 + \text{② 点} \times 0.2 + \text{④ 点} \times 0.4) = \text{点}$																								
8.法令遵守等 ※6		点																								
9.評定点合計 ※7		点 ○ 7.評定点計 (点) - 8.法令遵守等 (点) = 点																								
所 見 ※4		(一般監督員)					(主任監督員)					(検査員)														

- ※1 1～3の評定 (85士加減点合計) + 4～6の評定 (加減点合計) = 評定点
各評定点 (①～④) は小数第1位まで記入する。
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方式とし、加減点評価のみとする。
評価にあたっては、主任監督員及び一般監督員との合議をもって行うものとする。
- ※3 社会性等の評価では、地域への観点から、加減点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※4 所見は必ず記載するものとする。
- ※5 各評定項目の採点は、一般監督員は別紙-1①～別紙-1④、主任監督員は別紙-2①～別紙-2④、検査員は別紙-3①～別紙-3④によるものとし、検査員の評価に先立ち、一般・主任監督員が記入する。
- ※6 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

第5号様式 (第4条関係)

第5号様式 (第4条関係)

年 月 日

工 事 成 績 表

課

工事番号	号	契約年月日	年 月 日
工事名			
場 所		請負金額 (最終)	円
受注者名			
工期	年 月 日	～	年 月 日
工事概要			
検査結果	採点表	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F	
	手直有無		
指示事項			
検査員		一般監督員	
完成年月日	年 月 日	主任監督員	
検査年月日	年 月 日	手直完了日	年 月 日

(注)採点表については、検査員・主任監督員・一般監督員との合議をもって採点する。

記載要綱

工事成績表知によること

- A 90 点 他の模範となる優秀な工事
- B 80 点 良好な工事
- C 70 点 標準的な工事
- D 60 点 改善すべき事項がある工事
- E 50 点 改善すべき事項が多い工事
- F 49 点 改善すべき事項が著しく多い工事